

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～ 改正ポイント説明会

対面開催
会場参加
先着100名

2025年 11月 5日 (水) 13:00～16:30

【会場】 岩手県商工会連合会館 2階研修室
(岩手県盛岡市盛岡駅西通1-3-8)

【主催】 公正取引委員会東北事務所、経済産業省東北経済産業局

【共催】 岩手県

<会場地図>



令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（※）」が成立しました。

本改正により、各法律名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）・「受託中小企業振興法」（通称：振興法）に変更されます。また、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行われることとなります。

今般、公正取引委員会及び東北経済産業局では、令和8年1月1日施行までに広く十分な周知を図る必要があるため、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、改正法説明会を開催いたします。

※公正取引委員会HP https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html>

対象者

取適法等の基礎知識の習得を希望する方 ※申込フォームの注意事項を御確認の上、お申し込みください

プログラム ※質疑応答は、全体説明の最後に行います。質問は事前に申し込みフォームにご記入ください。

1. 取適法（下請法）の適用範囲、委託事業者の義務及び禁止行為について 公正取引委員会
2. 改正振興法の概要について 東北経済産業局

申込方法

申込み期限 10月29日(水) 17時必着

<東北経済産業局HP> 以下URLの申込ページよりお申し込みください。

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/topics/250902.html

<申込ページ>

- ※ 必ず1社につき1申込みとしてください。（1社あたり参加上限数2名）
- ※ 先着で定員（100名）に達し次第、申込を締め切る可能性がありますので、ご了承ください。
- ※ ご入力いただいた個人情報は本説明会にかかる事務処理においてのみ利用いたします。他の目的での利用、第三者への開示等は一切いたしません。



お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局東北事務所下請課（電話：022-225-8420）

東北経済産業局産業部中小企業課取引適正化推進室（電話：022-217-0411）